

沖縄県立玉城青少年の家 利用料金減免規定

2026 年 9 月 8 日
沖縄県立玉城青少年の家
所長決裁

第 1 条（規定の目的）

沖縄県玉城青少年の家管理運営に関する基本協定書（玉城青少年の家）第 4 3 条 1 項に基づき、県立玉城青少年の家の利用料金を減額し、又は免除する場合の判断基準として本規定を定める。

第 2 条（利用料金の定義）

利用料金とは、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例別表(第 1 4 条関係)の定めによるものとし、以下のとおりとする。

1 施設利用料金

区分	金額		
宿泊室	児童・生徒	1 名 1 泊	6 0 0 円
	一般・学生	1 名 1 泊	1, 2 0 0 円
キャンプ場	児童・生徒	1 名 1 泊	2 8 0 円
	一般・学生	1 名 1 泊	5 0 0 円
研修室 第 1, 2	児童・生徒	1 室 1 時間	3 0 0 円
	一般・学生	1 室 1 時間	6 3 0 円
研修室 第 3	児童・生徒	1 室 1 時間	6 0 0 円
	一般・学生	1 室 1 時間	1, 0 0 0 円
体育館	児童・生徒	1 時間につき	6 8 0 円
	一般・学生	1 時間につき	1, 3 0 0 円
多目的広場、芝生広 場、炊飯棟 (※日帰り利用)	児童・生徒	1 時間につき	3 2 0 円
	一般・学生	1 時間につき	6 6 0 円
シャワー室 (※日帰り利用)		1 名 1 回	1 0 0 円
リネン代		1 名	2 9 0 円

利用料金の免除が適用された場合でも、保険料、食事代、シーツ代等の実費負担が必要な経費については減免されない

2 音響映像器具の利用料金

区分		料金 (1 台 4 時間あたり)
プロジェクター	児童及び生徒	100 円
	一般及び学生	300 円
ワイヤレスアンプ (※マイク込)	児童及び生徒	100 円
	一般及び学生	200 円

3 冷房設備の利用料金

区分	料金（1 時間につき）
宿泊室	220 円
談話室 （※全 2 台の 1 台あたり）	220 円
第 1、第 2 研修室	420 円
第 3 研修室	630 円

第 3 条（減免の判断基準）

本規定に定める減免の判断基準は、以下の規定等を根拠とし運用する。

- （1） 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（第 4 9 号）第 1 5 条
- （2） 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則（教育委員会規則第 8 号）第 4 条 2 号
- （3） 令和 5 年 8 月 1 5 日教生第 4 6 3 号に通知された「沖縄県立青少年教育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の運用について」
- （4） その他、公益上特別な理由があると認められるときの所長判断
- （5） 令和 7 年 1 月 10 日付教生第 968 号に基づき、障害者福祉法等に基づく各種手帳保持者と不保持の者とが混在する団体については、手帳保持者が団体の半数以上である場合に限り、利用料金を免除する。

第 4 条（適用）

県立玉城青少年の家の利用料金減免適否判断については、以下の表 1、表 2、表 3 に基づくものとし、利用料金の免除を受けようとするものは、沖縄県立玉城青少年の家利用料金免除申請書（第 4 号様式）を指定管理者に提出するものとする。

<表 1> 幼稚園、認定こども園、保育園

所属区分	利用の目的		利用料金 徴収・減額・免除	備考
幼稚園	幼児	お泊り保育	免除	教育課程に準ずる 3 歳以上の就学前の幼児の教育活動（教育保育日数）として利用する場合にのみ免除
		その他利用	徴収	教育保育日数として扱われない場合は原則徴収
認定こども園	引率者	お泊り保育	免除	
保育園		その他利用	但し、施設利用幼児数の 1 割を限度とする（端数は小数点第 1 位を四捨五入する） 徴収	

<表 2>

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校

所属区分	利用の目的		利用料金 徴収・減額・免除	備考
小学校 中学校 高等学校 特別支援学校 中等教育学校 高等専門学校	児童 生徒	① 教育課程に基づく利用 ② 出席扱いとなる利用	免除	教育課程に基づく、教育活動として利用する場合にのみ免除 出席日数として取り扱われる場合は免除
		その他利用	徴収	上記に該当しない場合は、原則徴収
	引率者	① 教育課程に基づく利用での引率業務 ② 出席扱いとして利用する生徒の引率業務	免除 但し、施設利用児童生徒数の1割を限度とする（端数は小数点第1位を四捨五入する）	特別支援学校の介助者の人数については、要相談
		その他利用	徴収	
大学			徴収	免除対象外
沖縄県教育委員会	主催する研修での利用		免除	
沖縄県、沖縄県教育委員会から委託を受けた団体	主催する研修、事業での利用（委託事業）		原則徴収	研修、事業内容により判断する必要があるが、委託費内で計上されている場合は徴収

<表 3> 児童養護施設、障がい者手帳の交付を受けた者、3歳未満の乳幼児

所属区分	利用の目的		利用料金 徴収・減額・免除	備考
児童福祉法第41条に基づいた児童養護施設	児童生徒	年間行事計画で計画された行事での利用	免除	
		その他利用	徴収	
	引率者	年間行事計画で計画された行事での利用	免除	
		その他利用	徴収	
身体障害者福祉法第4条により障害者手帳を交付された者	利用者		免除	
	介助者		免除者数については、要介護者の人数に応じて柔軟に対応	原則1名の手帳交付者につき、介護者1名を免除とする
3歳未満の乳幼児			免除または、一部免除	食事代、シーツ代、薪代等の実費は徴収

2026年9月8日更新